

入学金・同窓会費返還制度について

(本学卒業生の家族等対象)

新入生のうち、本学卒業生または在学生の家族に該当する方には、入学金および同窓会費半額を返還する制度があります。

対象となる方は、下記内容を確認のうえ、「入学金返還申請書」と必要書類を期限までに提出してください。

※大学院社会人特別選抜入学者は、同窓会費半額返還の対象外です。

■入学金返還の対象となる方

対象学生：令和8年度入学生（学外からの編入学生を含む）

- ① 本学卒業生の家族
（子、兄弟姉妹、孫、父母）
- ② 本学在学生の家族
（兄弟姉妹、父母、子）
- ③ 兄弟姉妹が本学に同時に入学した場合
（1人分を対象）

■入学金返還の対象とならない方

入学時の特待制度により、入学金または入学金相当額が免除されている方

※同窓会費半額は返還対象となります。（大学院社会人特別選抜入学者を除く）

※同窓会費が未納の場合は返還の対象となりません。

■提出期限・提出先

提出期限：令和8年5月29日（金）

提出先：学生生活支援オフィス

■返還の時期・方法

令和8年7月（予定）に指定口座へ振込します。

- ① 「給付型奨学金・高等教育の修学支援新制度」により入学金が減免されている場合は、減免額との差額を返金します。
- ② 入学金返還時に同窓会費の納付が確認できた場合は、同窓会費を半額返還します。

■問い合わせ

学生生活支援オフィス

gakusei@hokusho-u.ac.jp

入学金返還申請書

令和 年 月 日

学校法人北翔大学

理事長様

所 属 学部・研究科 学科

フリガナ

氏 名 印

学生番号 生年月日 年 月 日生

下記により、既に納入した入学金について返還されますよう、申請いたします。

◆卒業生・在学生情報

フリガナ		フリガナ	
氏 名	印	旧 姓	
生年月日	年 月 日生	続 柄	親・兄弟姉妹・子・祖父母・本人
卒 業・在 学	学部・研究科		学科
卒業年・在学年	① 年 月 卒業	② 年 月現在	在学中

◆同時入学者情報

所 属	学部・研究科	学科	学生番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日生	
氏 名				

【注意事項】

- ① 入学者と本学卒業生・在学生との親子関係または兄弟姉妹関係が確認できる書類を添付してください。
(例：全部事項証明書、住民票 等 続柄を確認出来る公的書類)
(姓が変わっている場合、旧姓も確認出来る書類)
- ② 兄弟姉妹が同時に入学した場合は、双方の関係が確認できる書類を添付してください。
- ③ 振込先の口座番号が確認できる預金通帳の写し(1頁開いた名義〔カナ等〕が印字されている部分)を添付してください。
- ④ 提出いただいた申請資料は返却いたしません。また、当資料は入学金返還の用途以外には使用いたしません。

財務会計課	学習支援ワイス	学生生活支援ワイス	
(可・否)	(可・否)	(/)	